

事 務 連 絡
令和2年2月27日

一般社団法人外航船員医療事業団 殿

国土交通省海事局船員政策課
労働環境対策室長

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、別添のとおり業界団体等あてに通知いたしましたので、ご連絡します。

貴団体におかれましても、ご了知のうえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

(添付資料)

【別添1】 出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について (周知)

(令和2年2月26日国土交通省海事局安全政策課危機管理室事務連絡)

【別添2】 当面のイベント等の開催について (要請)

(令和2年2月26日国土交通省海事局安全政策課危機管理室事務連絡)

【別添3】 新型コロナウイルスの感染症対策の再徹底について (要請)

(令和2年2月26日国土交通省海事局安全政策課危機管理室事務連絡)

事務連絡
令和2年2月26日

別記 ご担当者 殿

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について（周知）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症につきまして、令和2年1月31日及び2月12日付事務連絡のとおり、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用に係る閣議了解について、周知させていただいたところです。

本件に関し、中華人民共和国以外の国等においても感染の拡大が一部でみられる現下の状況に鑑み、本日、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和2年2月12日閣議了解）に加え、「法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。」との閣議了解がなされました。

これにより、上記に該当する外国人の方については、当分の間、本邦への上陸が禁止されることとなります。この措置は、令和2年2月27日（木）午前0時（日本時間）より実施されます。ただし、同日午前0時（日本時間）より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象となりません。

貴団体等におかれましては、上記につき、傘下事業者等に周知いただくとともに、これまでの事務連絡における対策の再徹底に加え、旅客輸送を行う外航船舶にあっては、旅客が利用する船舶内のスペースの消毒の実施、更には以下の①から③までの措置を講じるよう、徹底願います。

- ①本邦への上陸申請日前14日以内に大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人について、当分の間、特段の事情のない限り、本邦への上陸が禁止されることについて、旅客等への周知に努めること。
- ②旅客の乗船前に、①の措置について説明を行うとともに、大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がないことを確認すること。また、この確認により、①の外国人に該当することが判明した場合には、当該旅客に対し、当分の間、特段の事情がない限り本邦への上陸ができない旨を改めて説明するなど、適

切に対応すること。

なお、必要に応じて、最寄りの地方出入国在留管理局等に相談すること。

③②の確認により、旅客が①の外国人に該当するとして、当該旅客の乗船を認めなかった事案が発生した場合には、当該事案の発生及び当該旅客の取扱いについて、速やかに海事局に報告すること。

(参考)

○出入国管理及び難民認定法

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

(中略)

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

電話：03-5253-8111(代表)

国土交通省海事局安全政策課

宮岡 miyaoka-s2wr@mlit.go.jp

澤本 sawamoto-t2b2@mlit.go.jp

脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

【別記】

一般社団法人 日本船主協会
一般社団法人 日本外航客船協会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
外国船舶協会
外航船舶代理店業協会
日本船舶代理店協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本船用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本造船技術センター
公益財団法人 マリンスポーツ財団
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
一般財団法人 沿岸技術研究センター
公益財団法人 日本適合性認定協会
上海フェリー株式会社
日中国際フェリー株式会社
有限会社 沖縄シップスエージェンシー
有限会社 陸通
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本船用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶品質管理協会
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局
一般財団法人 日本海事協会
一般財団法人 日本舶用品検定協会
日本小型船舶検査機構
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング
DNV GL AS
ロイドレジスター・グループリミテッド
CCS
韓国船級協会
一般社団法人 大日本水産会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会
全日本海員組合
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会

一般財団法人 日本モーターボート競走会
全国モーターボート競走施設所有者協議会
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
公益財団法人 日本海事科学振興財団
一般財団法人 日本船渠長協会
一般社団法人 日本船長協会
一般社団法人 全日本船舶職員協会
一般財団法人 海洋育英社
一般社団法人 海洋会
一般社団法人 日本船舶機関士協会
公益財団法人 海技教育財団
独立行政法人 海技教育機構
日本水先人会連合会
一般財団法人 海技振興センター
公益財団法人 海技資格協力センター
一般財団法人 日本船舶職員養成協会

中華人民共和国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

令和2年2月26日
国家安全保障会議決定
閣議了解

新型コロナウイルス感染症について、中華人民共和国以外の国等においても感染の拡大が一部で見られる現下の状況に鑑み、政府一体となった施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和2年2月12日閣議了解）に加え、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1に基づく取扱いについては、2月27日午前0時（日本時間）から行うものとする。ただし、同日午前0時（日本時間）より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。
- 3 1の変更については、別途閣議了解を行う。

以上

事務連絡
令和2年2月26日

別記 ご担当者 殿

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

当面のイベント等の開催について（要請）

平素より新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にご協力を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症については、今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であり、令和2年2月20日付事務連絡でも、貴団体等に対して、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ（厚生労働省発表）」の周知をお願いしたところです。

こうした考えの下、昨日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が新型コロナウイルス感染症対策本部において決定されました。

上記基本方針では、イベント等の開催について、現時点で、全国一律の自粛要請を行うものではないものの、地域や企業に対して、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう記載されております。

その上で、本日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、「政府といたしましては、この1～2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、また、多数の方が集まるような全国的なスポーツ・文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」とのご発言があったところです。

これを踏まえ、貴団体等におかれては、本要請内容について、傘下事業者等に周知徹底の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

電話：03-5253-8111(代表)

国土交通省海事局安全政策課

宮岡 miyaoka-s2wr@mlit.go.jp

澤本 sawamoto-t2b2@mlit.go.jp

脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

【別記】

一般社団法人 日本船主協会
一般社団法人 日本外航客船協会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
外国船舶協会
外航船舶代理店業協会
日本船舶代理店協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本舶用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本造船技術センター
公益財団法人 マリンスポーツ財団
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
一般財団法人 沿岸技術研究センター
公益財団法人 日本適合性認定協会
上海フェリー株式会社
日中国際フェリー株式会社
有限会社 沖縄シップスエージェンシー
有限会社 陸通
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本舶用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶品質管理協会
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局
一般財団法人 日本海事協会
一般財団法人 日本舶用品検定協会
日本小型船舶検査機構
アメリカン・ビューロー・オブ・ SHIPPING
DNV GL AS
ロイドレジスター・グループリミテッド
CCS
韓国船級協会
一般社団法人 大日本水産会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会
一般財団法人 日本モーターボート競走会

全国モーターボート競走施設所有者協議会
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
公益財団法人 日本海事科学振興財団
一般財団法人 日本船渠長協会
一般社団法人 日本船長協会
一般社団法人 全日本船舶職員協会
一般財団法人 海洋育英社
一般社団法人 海洋会
一般社団法人 日本船舶機関士協会
公益財団法人 海技教育財団
独立行政法人 海技教育機構
日本水先人会連合会
一般財団法人 海技振興センター
公益財団法人 海技資格協力センター
一般財団法人 日本船舶職員養成協会

事務連絡
令和2年2月26日

別記 ご担当者 殿

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

新型コロナウイルスの感染症対策の再徹底について（要請）

平素より新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年2月20日付事務連絡により、貴団体等に対して、従業員の方々が休みやすい環境等について協力を依頼したところですが、新型コロナウイルスについては、国内における感染が拡大しており、予断を許さない状況が続いております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症のより一層の拡大防止のため、傘下事業者等に対し、下記事項について、対策を改めて徹底いただくとともに、船内放送等への協力を要請していただきますようお願い申し上げます。

記

- 従業員に対して、咳エチケットや手洗いなどの感染症対策を徹底すること
- 発航前検査時等に、乗組員等に咳や発熱等の症状の有無を確認するなどにより、健康状態を確実に把握すること
- 従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告を行うこと
- 利用者に対する感染症対策の周知、多くの方が利用する旅客ターミナルにおけるアルコール消毒液の設置等の利用者に係る感染症対策を実施すること
- 船内や旅客ターミナルにおける放送等を通じて、テレワークや時差通勤等の呼びかけを行うこと

（放送文案（例））

- ・国土交通省・厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。
 - ・手洗い、アルコール消毒や、咳エチケットは、感染症対策の基本です。ご利用の皆様におかれましては、空港や航空機内、公共交通機関ご利用時におけるこれらの取組にご協力をお願いいたします。
 - ・あわせまして、通勤時に公共交通機関をご利用される方におかれましては、感染拡大防止のため、混雑緩和につながるテレワークや時差通勤といった取組を積極的に行っていただきますようお願い申し上げます。
- 従業員の方々について、可能な範囲でのテレワークや時差出勤等の積極的な活用を行うこと

電話：03-5253-8111(代表)

国土交通省海事局安全政策課

宮岡 miyaoka-s2wr@mlit.go.jp

澤本 sawamoto-t2b2@mlit.go.jp

脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

【別記】

一般社団法人 日本船主協会
一般社団法人 日本外航客船協会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
外国船舶協会
外航船舶代理店業協会
日本船舶代理店協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本舶用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本造船技術センター
公益財団法人 マリンスポーツ財団
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
一般財団法人 沿岸技術研究センター
公益財団法人 日本適合性認定協会
上海フェリー株式会社
日中国際フェリー株式会社
有限会社 沖縄シッpsエージェンシー
有限会社 陸通
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本舶用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶品質管理協会
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局
一般財団法人 日本海事協会
一般財団法人 日本舶用品検定協会
日本小型船舶検査機構
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング
DNV GL AS
ロイドレジスター・グループリミテッド
CCS
韓国船級協会
一般社団法人 大日本水産会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会
一般財団法人 日本モーターボート競走会

全国モーターボート競走施設所有者協議会
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
公益財団法人 日本海事科学振興財団
一般財団法人 日本船渠長協会
一般社団法人 日本船長協会
一般社団法人 全日本船舶職員協会
一般財団法人 海洋育英社
一般社団法人 海洋会
一般社団法人 日本船舶機関士協会
公益財団法人 海技教育財団
独立行政法人 海技教育機構
日本水先人会連合会
一般財団法人 海技振興センター
公益財団法人 海技資格協力センター
一般財団法人 日本船舶職員養成協会